

どうなる!? 消費税の軽減税率制度 第8回



税理士 友松 悦子

税理士 ● 先日、社長から質問のあったコンビニでのお弁当購入時の消費税ですが、報道があったように、コンビニ業界は酒類を除く飲食料品を全て軽減税率の対象にしたい意向のようです。

社長 ● 私も見ました。どうやら、現在のイートインスペースを「飲食禁止」と明示した休憩所にすることで対応する案があるようですね。

税理士 ● そのようですが、他の業界からも意見はあるでしょうし、今後の動向は注意深く見守ることにしましょう。それはさておき、今回は軽減税率導入後の帳簿と請求書について確認しようと思います。

社長 ● あ、記載項目が増えるんですね。

税理士 ● そうです。軽減税率導入後の4年間、つまり平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの間は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分記載請求書等保存方式による保存が必要になります。具体的には、その仕入れが軽減税率の対象か、それ以外のものか、区分を明確にするための記載事項が追加された帳簿と請求書等を保存しなければなりません。まずは帳簿です。

帳簿の記載事項		【帳簿の記載例】				
		総勘定元帳（仕入）		（税込経理）		
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称	② 課税仕入れを行った年月日	XX年 月 日	摘要	税区分	借方 円	
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 （軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）	④ 課税仕入れに係る支払対価の額	11	30	△△商事 11月分 日用品	10%	88,000
		11	30	△△商事 11月分 食料品	8%	43,200
		②		①		③
						④

（出典：国税庁「消費税軽減税率制度の手引き 平成30年8月版」より抜粋）

社長 ● 税区分のところで税率を記載することになるんですね。

税理士 ● はい。これは軽減税率導入前に、会計ソフトが対応しているか否かを確認すればいいでしょう。次に請求書等です。

区分記載請求書の記載事項																						
【区分記載請求書に記載すべき事項】	請求書																					
① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称	△△商事																					
② 課税資産の譲渡等を行った年月日	11月分 131,200円（税込）																					
③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 （軽減対象資産の譲渡等である旨）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>食(8%)</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛乳(8%)</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>お弁当</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>131,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10%対象</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8%対象</td> <td>43,200円</td> </tr> </tbody> </table>	日付	品名	金額	11/1	食(8%)	5,400円	11/1	牛乳(8%)	10,800円	11/2	お弁当	2,200円	合計		131,200円	10%対象		88,000円	8%対象		43,200円
日付	品名	金額																				
11/1	食(8%)	5,400円																				
11/1	牛乳(8%)	10,800円																				
11/2	お弁当	2,200円																				
合計		131,200円																				
10%対象		88,000円																				
8%対象		43,200円																				
④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）																						
⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称																						

（出典：国税庁「消費税軽減税率制度の手引き 平成30年8月版」より抜粋）

社長 ● 現在、仕入先の請求書の多くは、③の8%対象の記載と、④の8%と10%を区分することには対応していませんね。

税理士 ● はい。多くの企業が要件を充足する様式へ変更しなければなりません。

社長 ● うちも得意先のために様式の変更をしないとイケませんね。

税理士 ● そうですね。ただ、平成35年（2023年）10月以降は記載項目がさらに増えますので、これに対応する様式に変更した方がいいでしょう。この点も含めて、次回詳しく説明します。

【ポイントの整理】

- ★軽減税率導入後は、法定記載事項が増える。これらの記載された帳簿と請求書等の保存が、仕入税額控除の要件となる。
- ★自社発行分の請求書等の様式変更も必要である。

納税協会はこんな活動をしています

人材育成に役立つ各種実務講座・講習会等を開催しています

- ★「総務管理者養成講座」（通信コース・e-通信コース・講義コース等）は、幅広い総務の法定事務全般を確実に処理できる人材を養成する講座です。
- ★税法関係実務講座、セミナーを開催しています。「法人税ステップアップセミナー」、「経理の基本と税務の初歩」、「消費税の総復習と徹底チェック」、「決算・申告実務演習」など、幅広いテーマで実務に則した講座やセミナーを開催しています。
- ★簿記教室を開催しています。簿記の基礎知識、複式帳簿の記帳方法から申告書の作成まで、分かりやすくきめ細やかに解説します。
- ★パソコン教室を開催しています。パソコンを初めて使う方からもっと実力をつけたい方まで、少人数制で懇切丁寧に解説しています。
- ★会計ソフトで記帳ができる「パソコン会計教室」を開催しています。納税協会推奨の会計ソフトを使って、初期登録、伝票入力、決算書の作成などについて、分かりやすく解説します。

毎年『税制改正要望書』を提出しています

納税協会では、税をよく知っていただくための広報活動とあわせて、税制改正に向けた活動を展開しています。

その活動として、毎年、皆様の声を反映した「税制改正要望書」を政府や政党に提出し、公正で公平な税制の実現を積極的に働きかけています。

会員相互の情報交換と親睦の場を創出しています

法人部会や個人部会、青年部会などの部会活動を通じ、新しい人脈が広がります。また、ビジネスチャンスにつながる経営上の情報交換により、新しい経営の発想が生まれます。さらに、時流にマッチした各種研修会や経済・文化講演会などを開催しています。

各種保障プランで安心経営をサポートしています

経営者の方々が安心して事業に全力を注げるように、「経営者大型総合保障制度」、「ビジネスガード」等、病気や事故などの万一に備えた、各種福祉制度の斡旋を行っています。

